

令和元年 第 8 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年 8 月 23 日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年8月23日(金) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

13番 宮澤 辰夫

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第41号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第42号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による転用通知について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次	長	大野	秀悟
主	任	出口	大悟
主	査	井上	幸代

○ 閉会

午後5時40分

午後3時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第8回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

気温が涼しくなったかなあとと思います。

きのうもカントリーの運営員会が行われたようですが、いよいよ秋に向かって準備が進められておるかと思えます。

先日、議会の皆さんとの懇談会、大変御苦労さまでした。初めて議会の議員の皆さんたちと懇談したわけですが、それぞれにいろいろ、いろんな御意見が出たと思います。いろんな課題があるかと思えます。今後いろいろ検討いただければというふうに思いますし、それからまた、議会の皆さんにも農業委員会って何しているんだと、そういった点で御理解をいただけたんじゃないかと、そんなふうに思っております。

さて、私たちの任期も、いよいよあと1年を切ってきました。ですが、残した仕事のないように、あと1年、何とか頑張ってやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、そういった中で、今、国そして県から人・農地プランの実質化を進めなさいということで通知が来ております。人・農地プランの実質化って、さあ何なんだといいますと、今まで人・農地プランのあれはそれぞれの地区でやっておるんですが、やっぱり実質化の中で、一つはやっぱり農地の集積率を5割にして何とか集積をしていくと、手法の中では、やっぱりきちんとアンケートをとって、そして地図にきちんと落とし込みながら、地区のきちんとした話し合いをしていくというような方法、手法が出されております。今まで駒ヶ根でも人・農地プランをやってきたんですが、もう少し内容の濃いもの、あるいは手法を変えていかなきゃいけないのかなあ、そんなふうに思っています。いずれにしても近々やっていかなきゃいけない課題でありますので、御理解いただきたいなあというふうに思っています。

それから、いよいよ8月の遊休農地の解消月間になっております。この28日に農地パトロールをお願いするわけですが、農地パトロール、毎年同じ所ばっかじゃないかという話も出ますけれども、あとの非農地判定、あるいはそれ以降の手だてについて、やっぱりきちんと対応していただく、あるいは対応していくというふうなことをしないと大変なのかなと、そんなふうに思っております。そんなことで、また8月の28日に行われます農地パトロールについて、またお願いをしたいって

いうふうに思います。

今、世界の情勢はいろいろあるんですが、いよいよ日米の貿易交渉が始まります。非常に厳しい状況かなっていうふうに思っています。課題はいろいろありますので、そういったものも注視しながらいろいろ考えていければって思うように思っています。

簡単ですけども、一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしくお願いします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を1番 小池慶一委員、お願いします。

1 番 (小池 慶一君)

じゃあ一言ですが、きょうの新聞に、私どもが先月、認定農業者との意見交換会をやって、畦畔管理について協議していただいたわけですけども、きょうの農業新聞に、富山の入善町っていうんですかね、農業委員会と認定農業者と意見交換会をやって、初めての意見交換をやった結果が、やはり荒廃農地が多い場所で、土地改を含めて、なおかつ土地改をやっていない土地もあるっていう場所のようで、水路とかもなかなか管理ができていない中で、認定農業者の方と意見交換した結果が、ちょっと大小はわかりませんが、面積もわかりませんが、22筆が一応もう集約化ができそうだっていう、きょうの新聞に載っておりました。やはり、先ほど会長さんが言ったように、各集落でとか各地区で人・農地プランっていうのをやはり積極的にやるのが駒ヶ根市にはいいんじゃないかというふうに感じましたので、一言添えました。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより令和元年8月1日付、告示第5号をもって招集した令和元年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

13番 宮澤辰夫委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において12番 上

田佳子委員、14番 塩澤徳江委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

説明に先立ちまして、先月より保留になっておりました案件につきまして御説明させていただきます。

先月保留となりました■■■■さんの所有農地についてなんですけれども、確認すべき事項を見つけまして、現在も確認中でして、きょうまでに全て調整することができませんでしたので、また来月以降、調整が済んだ段階で農業委員会のほうで審議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

■■■■さんの申請につきましては、上在の皆さんですとか、あとは申請書類等も確認しまして、農業委員会のほうで審議してよいのではという結論でありましたので、こちらのほうで審議していただければと思います。

米山委員さんから補足説明をお願いいたします。

21番 (米山 茂寿君)

前回の農業委員会の終わった後、上在の関係の農業委員さん全員で現地確認のほうを行いました。それで、こちらの■■■■さんのほうの田んぼのほうは、ブルーベリーも植わっておりますし、別に問題ないということになりました。

以上です。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら、■■■■さんの申請について御説明、御提案させていただきます。

場所につきましては2ページをごらんください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、■■■■の西1筆3,696㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

- 以上1件について御審議をお願いいたします。
- 会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明は先ほどしていただきましたので、これより質疑、意見に入ります。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
質問、御意見ございませんか。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
前回のところでこれが問題になった経過を思い出しますと、譲受人■■■■さんの今までの経過からすると、土地を買った後に、またこれを違う目的で使うのではないかということも考えられるので保留しましょうというふうに私は認識しておりました。
- それで、あと事務局のほうから、その経過としても、書類上問題なければ、審議拒否といいますか、門前払いはできないということも伺いまして、今お話の中では、ブルーベリーをやっておりますので今後も農地として継続して使用していただくという判断で、これについて審議、決定をしていくっていう理解でよろしいでしょうか。
- 主 任 (出口 大悟君)
先月も委員の皆様から、仮にこの案件について許可になったとしても継続して経過を追っていく必要があるのではないかなというご意見も出されましたので、こちらのほうで、仮に許可となった場合には、地元の委員さんにも御協力いただきながら、■■■■さんの今回の農地の利用につきましては経過を追っていく必要があるのかなとは思っていますので、地元委員さんと連携しながら経過を追っていくような方法で今後も見守っていきたいと思います。
- 会 長 (堺澤 豊君)
氣賀澤委員さん、よろしいですか。
- 16番 (氣賀澤 茂寿君)
わかりました。
- 会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
- 6 番 (小原 茂幸君)
この場所なんですけど、この土地の南のところ、隣接する東の田んぼの東西の線のところまでが庭になっていたような気がします。庭になっていましたよね、ここ、位置的には。ここが、もう既に石を積んで。ということで、この全部の真っ黒く塗ってある部分全部をするのがいいのか、一番南のところですが、ちょっとはすっぺいうか、形状はあれなんですけど、右隣の境界線、林との、その東西の部分まではもう既に農地ではなくなっているっていう部分で、そこをどう考えるかっていうのはちょっと疑問に思うんですけど……。

- 主任 (出口 大悟君)
私も現地を確認しに行きましたが、今回の申請地の南側につきましてはブルーベリーが植わっているような状況ではなかったです。若干、岩のようなものが置いてあったりですとか、車がとめられていたりもしましたので、こちらとしては、今、申請書の中では、ここも含めて基本的には耕作をするということになっていますので、申請者へは、こちらのほうとしては最低限、車をとめてしまっているようなところですか、そういったところも含めて必ず耕作をしてくださいということをしを申し伝えたいと思いますので、そこも含めて経過を追っていきたいと思います。
- 6 番 (小原 茂幸君)
今問題になった保留にした所、今ここにある、いわゆるミズバショウが植わっているところなんですけど、これは県とかが確認に見えたときに、当然、今あるブルーベリーの南側のところも確認っていうか、目に入ると思うんですが、その場合でも、それでいいということ言っているのかどうか。
- 主任 (出口 大悟君)
県の方にはミズバショウのところは確認いただいていますけど、今回の申請地南側については、具体的には確認をしていただけていないです。
- 6 番 (小原 茂幸君)
ということで、農地として使うっていうことですが、形状は石を置いたりしてあって、もう池になっていたと思うので、そこをどう解釈するかっていうのはちょっと疑問の残るところですが、ほかの委員さんはどうでしょうかということですけども。
- 17 番 (小松 由喜一君)
今ブルーベリーが植わっているっていうんだけど、現地を見ていないんで何とも言えないんですが、これ全体に全部ブルーベリーが植わっているわけですか。
- 6 番 (小原 茂幸君)
半分は最初に植わっているんで……。
- 17 番 (小松 由喜一君)
それで、上在の人たちが見た現状は、これで行けるのかっていう、その感想を1人ずつ言ってほしいんですけど。
- 21 番 (米山 茂寿君)
ブルーベリーのほうは、今言われたように、小原さんが言われたように、下の面積から上に上がった部分は、南側の部分は池があったり石を置いたり車庫になったり、ここは、ブルーベリーはありませんでした。そのかわり、これから北の部分は植わっている状態です。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
現状からすると、今言った一番の南側のほうの、今、小原さんが言った、そのの

ところは農地じゃないんだよね、現状として、はっきり言って。もう早く言えば事前着工みたいな——事前着工っていうか、普通、常識じゃ考えられないような状態ですよ。だもんで、農業委員会のこういうところ、許可が何も、現状変更とか何も経ずに、もう既に手をつけているっていうのが私の見解です。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに意見。

3 番 (酒井 一義君)

それで、もう今問題にしているのは、この黒く塗ってある、きょう審議する部分がどうなっているのかっていうことであって、ほかのものがいろいろになっているつつうのはまたの機会に考えればいいことであって、この黒く塗ってある部分がきょう審議することなんで、そこについて現状はどうなのかっていうことをちょっとはっきり聞きたいんですけども、どうでしょう。

24番 (宮下 修君)

この譲受人は、ちょっと聞くとところによると体調が余りよくないというようなこともちょっと耳には挟んでいるんですが、その方が農業経営規模を拡大するためということは、買うというのがちょっと腑に落ちない、ちょっと何か耳に挟んだくらいで直接会っていないんですけど、ちょっと体調のほうが余りよくないというようなことを聞いているんですが、その辺のところは本人に行き会ってみたいとわからないんですけど、農業経営規模を拡大するためっていう書類上だけの便宜でいいものかどうかという、ちょっと疑問はあります。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局で補足することがあれば。

主 任 (出口 大悟君)

そうですね。確におっしゃるとおりかなと思うんですが、今、体調不良を理由に、それをもって農地の経営規模を拡大するのをできませんというようなことが言えるかという、それはちょっとはっきりとは言えないかなと思いますので、あくまで現時点では、本人の計画といいますか、申請で判断するしかないんですけども、確かに健康面の不安がないのかどうかという、若干あるのかもしれないんですが、それをもって許可できないとは言えないかなと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

上在で現場を見た後、立ち寄ったら■■■■さんが出てきて、話もできますし、仕事のできる状態なんで、現状の中では——うわさの中ではそういったうわさもあるけれども、現状の中では作業や仕事はできる状態っていう判断をしています。いいですか。

24番 (宮下 修君)

はい。

22番 (北原 実君)
ちょっとこれも不確かなことなんですけれども、既にもうこれだけ植えていると、ブルーベリーも植えている、納屋も建てているということは、既に売買というのはもう完了しているということによろしいんですかね。

主任 (出口 大悟君)
既に完了しているかどうかは、基本的にはまだ完了していないはずではあるんですけども、こちらのほうの許可が出ていませんので、当然、法務局のほうでも所有権移転はできないので、ただ、双方でお金のやり取りが済んでいるか済んでいないかという、ちょっとわからないのですが、基本的には済んでいないと思われま
す、通常であれば。

22番 (北原 実君)
そうすると、実は、譲受人のほうは売買が成立していない中でブルーベリーも植えるし何も植えているというような、今、状況というふうに理解してよろしいんですか。

主任 (出口 大悟君)
ブルーベリー自体を■■■■さんが植えたのかどうかはわからないんですが、ただ、以前より……

7番 (齊藤 庄一君)
ここの土地は昔から知っているんだけど、もう30年ぐらい前からなんじゃないかなあ、25～26年ぐらい前から、へえブルーベリーをグループでここへ植えたんだよね、地域の青年の人たちが。いわゆる、今ここへ持っている■■■■さんを中心としたメンバー5～6人でブルーベリーを植えた状態で、へえそのまま、当初は観光農園をするっていうことで植えて、7年間か、そのくらいは管理をしたんだけど、そのうちにだんだんだんだんと草が生えてきたり、やぶになってきて、そういうような状態です。だもんで、今言った■■■■さん、この人が植えたもんじゃないんですよね。

会長 (堺澤 豊君)
北原委員さん、いいですか。

22番 (北原 実君)
はい。
そうすると、■■■■さんのほうに確認に行かれた中ではブルーベリーを、さっきの報告の中ではブルーベリーを植えていくというか、それで農業事業を拡大していくというふうに私は受けとめたんですけども、今まで植えてあったものを継承して、■■■■さんがその農業を引き継いでいくということで理解したらよろしいんですかね。

21番 (米山 茂寿君)
それでいいと思います。

会長 (堺澤 豊君)
北原委員さん、いいですか。

22番 (北原 実君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

8番 (村上 英登君)
ちょっと聞きたいんですけど、譲渡人の■■■■さんという人は耕作面積が、これで耕作するところが、第3条ですと終わりになるということですか。耕作面積が3,696㎡になっていますんで、今度売るところが3,696㎡っていうことで、ゼロ、耕作面積が、耕作するところが何も無いっていう理解でいいですかね。

主任 (出口 大悟君)
今、御自身で耕作しているところは今回のところで最後なんですけれども、ほかに貸し付けているところですか、耕作していない農地はほかにもあります。耕作面積っていうのは、あくまで自身で耕作しているところですので、貸し付けていたりですか、そういうところはほかにもございます。

会長 (堺澤 豊君)
村上委員さん、よろしいですか。

8番 (村上 英登君)
はい。わかりました。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

11番 (西村 功君)
この該当する地番は、先ほど■■■■さんから言われたように、南のほうは、もういわゆる農地ではない状況になっているんです。ですから、経過はともかく、手続的には、やはり3条の申請を全部この筆に当てはめるつつうことは無理があると。南側のほうは5条なりを考えるべきではないかと思うんですが、どうですか。

主任 (出口 大悟君)
そうですね。5条になるかどうかは、ちょっとまた、もう少し精査が必要かなとは思いますが、私が見た限りでは、車がとまっていたりですか、岩があつたり池があつたりは確かにしたんですけども、池っていうのが人によって若干考え方も違うんですけど、それを農業に使うって言われると、農業に必要なため池みたいなものですか、あと、岩っていうものも、一応、県には確認したんですけども、岩が置いてあるから全く農地ではないっていう判断になるかとい

うと、そこもちょっとはつきりとは言えない。車については、何か車庫を建てたりですとか、地面をコンクリートで舗装しているわけではなかったの、ただ、農業用の車ではなかったとは思われるので、車については、それをあそこにはとめてもらわないというような指導だけでいいのかなと思うんですが、なので、5条が必要となれば、本人の意向も確認しないといけませんし、この段階で必ず5条が必要かという、ちょっと判断は難しいです。

11番 (西村 功君)

3条の許可前にああいう状況になっているっていうことは、何か問題はないんでしょうか。

主任 (出口 大悟君)

基本的には、農地を農地として利用していなければ、それは問題はあると思います。

会長 (堺澤 豊君)

事務局、ちょっとお聞きするけれども、例えば、この面積を3条で一応譲渡して、今、駐車場や池になっている部分については4条の、いわゆる農業用の、例えば「あれは水をかけるように使う用の池だ。」って言われると、それはそのとおりになっちゃうんで、ですから、4条でその部分について再申請をしてもらうという手ができるのかどうかということはどうですか。

主任 (出口 大悟君)

そうですね。今、現時点では■■■■さんの所有農地になるので、もし分けて手続とるとすれば、内面積での申請ができるのかは、ちょっと基本的には分筆が必要になってくるのかなと思うので……。4条であれば分筆は必須ではないんですけども、今、■■■■さんの所有農地ですので、そこで■■■■さんが何かしようとするれば5条になるのかなと思うので、5条ですと、やはり分筆も必要になってくるかなとは思いますが。

転用については、そもそも転用できるか、転用できる場所なのかどうかというところも判断しないといけないので、場合によっては、今回の南側の部分については何か農地に戻してもらってとか、転用なのか、そういう手続が必要になってくる可能性もあるかなとは思いますが。

11番 (西村 功君)

ちょっと結論的なのはよくわからないんだけど、いずれにしてもイレギュラーな進め方をしているものですから、やはり正規のルートに乗せて、みんながそうだなという手続を望みますけどね。

それと、この案件と西側の案件は別とはいいいながら一体とした今回の話であれば、西側との関連もあると思うんで、そこらへんも県なりの判断を仰ぐっていうことも必要かなあと思います。

22番 (北原 実君)

どうしてもすぐいいですねっつう、今、多分皆さん結論が出ないっつうのは、農地法の第3条っつうのを見ると、この中で許可できない場合っつう項目があって、その中に全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行わない場合とか、農地所有的確法人以外の法人の取得の場合とか、本人または世帯が農作業に常時従事しない場合とか、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる、これはないと思うんですけど、その下のほうに地域における他の農業者との適切な役割分担した継続的かつ安定的な農業経営が見込まれるというような項目が出ているんですけども、そこの判断がいまいちあいいなって言えないっつうのは、ちょっと私この前言ったように、 さんの農業経営がどういうふうになっているかと、植えてあるのはわかる、だけど、それによって収穫を得て農業として事業をやっているかどうかっつうのが、 さんの実態っつうのが我々はずかめていなくて、だから、それでいろんなところへ農業生産やっているよと、米をつくるなり何つくるなりして農業収入を得て、それで家族を含めて農業をやっているんだよという さんの姿勢がきちんと把握できれば、やろうとしていること、ああ大丈夫だなというふうな認識ができるというふうには私は思っているんですけども、そのところの、 さんがたまたま産廃業者と事業を兼ねているもんですから、農業経営っつうのを本当に、今言った不許可のところを該当しないような農業経営をやっているかどうかっつうところが、これを許可する、しないの判断の基準に、皆さん、私もなるんじゃないかと思うんです。その辺で、前に さんの農業経営の状態っつうのを確認する必要があるということで御意見申し上げたと思うんですけども、その辺はどのような状況か。

主任 (出口 大悟君)

今、既存の所有農地においては、全ての農地を有効利用して耕作しているかというところ、そうではないです。耕作等はしっかりと行っておられないと思われまして。

ただ、確かに北原委員さんのおっしゃるとおりなんですけれども、3条の要件にある下限面積ですとか常時従事ですとかいう効率利用ってところを、こちらの段階では、あくまで計画というところで、納得いかないところもあるかと思うんですけど、申請書ですとか、まずは書類上で判断するんですよ。あくまで、こちらでは書類上でそういう計画もしていたということで法3条2項に適合しているっつうような判断にはなったんですけども、ただ、確かに委員さんのおっしゃるとおり、今、有効利用しているかどうかというところ、全てを有効利用しているとは言いがたいと思いますので、その辺も踏まえてやはり判断しなければいけないのかなとは思っています。

22番 (北原 実君)

わかりました。

今の説明の中で、いいんじゃないと、なかなかやっぱり言い切れない部分が……。もちろん土地を買う権利も持っていますし、それだけの所有権も持っているんだけど、今さっき私が言った 3 条の中に書かれている中の項目を打ち消すようなお答えがちょっと出ていないもんですから、どうしたらいいのかなつつうのは……。なんで、そういう面では、■■■■さんの家族にしる経営にしる、農業の経営つつうのをもう一度ちょっと■■■■さんのほうから御提示いただくなり何なりして、その状態を把握するつつうのが適正な判断をする 1 つの基準になるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

主任 (出口 大悟君)

こちらのほうで、またもう少し詳細には確認しなければいけないかなと思いますが、もう先ほど申したとおり、■■■■さんは今自分の農地で耕作をしているかという、全てを有効的にはしていないと思いますので、必要であればもう少し詳細に確認はしてみたいと思います。

会長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

22番 (北原 実君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに。

24番 (宮下 修君)

先ほど現地確認をしたときに御本人が出てきて話をされたということで、会長さんもそういうふうにおっしゃられましたが、差し支えなかったらどんな内容的な話がされたのか多少なりともお話しできればと思うんですが、聞かせていただければと思うんですが。

会長 (堺澤 豊君)

それは、みんなが帰った後、私がおったら出てきたんで一般的な話をした程度で、「ミズバショウをあそこに植えてあるんで、これ何とか頼むね。」と、「それは俺に言われても、それはあれだけ。」っていう程度の話です。

24番 (宮下 修君)

その中で、現地確認に来た云々とか、これからの農業のどうたらこうたらっていうような話は一切されていないんですか。

会長 (堺澤 豊君)

していません。

24番 (宮下 修君)

そうすると、先行きはわからないっていうことですね。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

7 番 (齊藤 庄一君)

今の北原さんの言った農業関係の収入があるかどうかというのは、農業所得があれば農業所得表っていうのを出示してもらえばわかることだもんで、へえそれで果たして農業収入があるかどうかは、へえそこで農業をやっているかどうかはわかることだもんで、それはへえ事務局のほうで書類を提出してもらおうつつう形で俺はいいと思うんだよね。

ただ、私個人で考えると、もしこの条件がこのまま通ると、ほいじゃあ、ほかの同じような件で過去にちゃんと真面目に届け出した人たちのことは一体どうなるんだっていう形で、こういう案件がそのまま農業委員会で通るつつうことになる、我々自体が、この委員会自体の存在もあんまりないんじゃないかなあと思うんだよね。ちょっと言い過ぎかしらんけど、そういうような感じはします。

私、何しろ現状関係から見れば、相手方は■■■■さんは百姓でやるやるって言うているけれど、どうも見ると、へえ生けすはつくってあるし、いわゆる事前につくった道路際の池も同じような状況だもんで、これを拡張するのかどうかつつう推測だとか、そういうものが出てくるもんで、もしできれば、一旦これは保留して、もう一度考えたほうがいいんじゃないかなあと思うんですけど、委員会自体として。そういうふうに思います。

会 長 (堺澤 豊君)

齊藤委員、いいですか。委員なんで、農業委員会自体を否定するような発言は差し支えるので、農業委員として。

今、保留にしたらどうかっていう意見が出たんで、ほかに意見があれば。

6 番 (小原 茂幸君)

いずれにせよ、この形状の一番南、この黒い部分の1cmくらいか、この図面からいけばね。そこの部分が、ここと同じ、もう池となっているわけですので、この池も、いわゆる用水路で、フナやなんかを養生するっていうんじゃないくて、もう庭的に庭石的につくってあるんで、これを農地として認めるかどうかっていう部分だと思うんですよね。

ただ、先ほどのように、県のほうがここも見て判断しているのか。逆に、ここの今の灰色の部分がだめっていうことになれば、ここのところをきょう、もし通したとするとちょっと違うふうになるので、分筆してするか。

いずれにせよ、この一番端っこの黒い部分の1cm ぐらいの長さのところをどう解釈するかっていうことだけだと思うんですよね。

だから、県のほうでこれでいい、それでいいって言うんだったら、もう通しちゃって、責任はそっちのほうの判断っていう形になるかと思います。

- 17番 (小松 由喜一君)
どの辺になるわけだね、これ。
- 6番 (小原 茂幸君)
この黒い部分の、この距離で1cmくらいです。5~6mくらいの駐車場の横が池になっていて、自然石だけ、真ん中に石も置いて、もう全く庭と同じ。ただ、それを農地だっちゅわれりゃあ、コンクリートは使っていないで、そういう解釈でよければ、そういうことです。
- 主任 (出口 大悟君)
今回、議案には載せませんでした。南側の今ミズバショウが植わっている池については、ちょっと県の方とも相談して、若干、岩があったりですとか、あとは木の板が敷いてあったりですとか、そういうものが――木の板についてはミズバショウの管理に必要なもので、そこを通過して管理するですとか、そういうことで必要なものであれば、それをもって農地ではないとは言えないんじゃないか。岩については、確かに余りよろしくはないけれども、それをもって農地ではないとまで言えるかどうかという、そこまでは言えないのではないかな。なので、今回の南側のミズバショウのところについては、これ以上手を加えなければ、今後は、もう、あくまでミズバショウの栽培をするために利用するのであれば、そこについては農地と見ていいのではないかなということはおっしゃっていましたが、今回の申請地の南側については、県の方とは協議等をしていないので、そこについて必要であれば、やはりこちらについても県の方と協議等をする必要があるかなと思います。
- 6番 (小原 茂幸君)
県のほうで確認して、今回この農業委員会で考えるっていうことですから、県のほうでいいって言えば、それでよしいのかなと思います。農地ではないとは断定できないということで。
- 17番 (小松 由喜一君)
上在の人たちは現地を見ているもんでわかるんだけど、多分ほかの人たちって全然様子がわからないと思うんですよ、どんなふうになっているか。ブルーベリーが植わっているところは確かに植わっているかしらん。そのほかのどこだったら、先ほど西村さんが言われたように農地転用でほかの形にして、登記とかね、そうしないと、今後いろんな問題が出てきたときにどうするんだと、農業委員会はどくなっているんだという話にもなりかねないもんで、我々は現地を見ていねえもんで全然わかんねえんだけど、ブルーベリーのところは農地でいいかしらん。じゃあ、違うところは4条なり、そういう申請の仕方をしてもらったほうがいいんじゃないのかなあっていうことは思うんだけど。
それと、もう皆さん納得がいかなんだら、全員で行って見るとかね、そういうことも必要じゃないかと思えます。

- 5 番 (田村 進君)
今、実際この濃い灰色の土地、これは県として認めた農地なんですよね。
- 主任 (出口 大悟君)
認めたといいますか、ここを農地でないと言い切れるかという、ちょっとそれは難しいかもしれない。なので、あとは——県の方は、そこは農地として見てもいいのではないかというちょっと幅を持たせていると思うんですよね。あとは、市のほうの判断も当然必要になると思いますし、県の方は、あくまで現況をもって農地でないと言い切れるものかという、ちょっとそこははっきりとは言い切れないんじゃないかっていうような意見ですね。
- 5 番 (田村 進君)
ただ、今、言い切れるかどうかということなんですけれど、逆に言うと仕方ないでしょうというような意味だと思うんですけどね。だから、そうすると、今のこの5m、これも県にも見ていただいて、それがオーケーだったら、これはオーケーせざるを得ないんじゃないですか。いろいろ討議しておつてもね、結論出ねえと思うんだよ。だもんで、これを県に見てもらって、もう一度、それで許可がおりれば許可せざるを得ないと、県がだめだっちゃあ、第5条でも何条でも、それを変えて申請し直すということだと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)
ほかに。
- 16番 (氣賀澤 道雄君)
その中で、県に見てもらうんでしたら、先ほどから北原さんが言われている、いわゆる農業実態がないっていうのが、農業経営規模を拡大するために農地を拡大するなんちゅうことが、これを理由にして、むしろ違う理由であっても、実態として農地、農業経営をしていない人が農地を取得するっていうことが問題ないかっていうことも、県にも確認していただきたいと思います。そうしないと、また同じ議論堂々めぐりになると思うんです。
- 6 番 (小原 茂幸君)
このままだと、ちょっと時間もどんどん押していきますので、県の方が見ていただけないということですから、もう一度見ていただいて、再度その部分を判断していただいてからのほうがいいと思います。
いずれにせよ農地とは言えないということになれば、通さざるを得ないだろうと思う。ただ、見ていないということですから、この部分は。と思いますが。
- 会長 (堺澤 豊君)
ほかに同じような意見あれば。
- 20番 (土屋 澄一君)
いろいろ聞いた中で、田村さんとか小原さんの言うとおりに県で判断をしても

会 長

らって、それをもって農業委員会では、はいじゃあ判断をしていく、それが賢明だと思いますがね。いろいろ議論したってだめだ、こりゃあ、大変で、ややこしくて。

(堺澤 豊君)

ほかに意見がなければ、私のほうから提案をしますけれども、この案件について再度保留をすると。

先ほど小松委員が言われたように、まだ見ていない皆さんもいますから、委員の皆さんで1回現場を見るということ。

それから、いわゆる県って言っても地域振興局の農政係なんですけど、これ再度確認をいただくと。

それから、■■■■氏本人に農業収入があるかどうかっていうのは、これはまた確認をするというようなことで、いずれにしても今回、今月については再度保留をするということにしたいと思いますが、どうでしょうか。——よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

それでは、議案第37号については再度保留ということにします。

次に、

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(出口 大悟君)

それでは議案書3ページお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

1件目でございますが、場所につきましては4ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

上穂町区、■■■■の西2筆228.85㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、貸し駐車場。

理由でございますが、申請人は、相続した申請地で耕作をしておらず、雑草対策も含め貸し駐車場として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして2番となりますが、場所につきましては4ページ右側をごらんください。

4-2で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の北1筆78㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は、相続した申請地において40年以上前に農地法の手続きをせずに倉庫が建ってしまったことを確認したため、今回、農地転用の申請を行い住宅用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

備考欄に書いてあるとおりなんですけれども、ここは住宅地で、自分の駐車場にしたいということで確か申請がありました。特に問題はないと思います。

17番 (小松 由喜一君)

2番目なんですけれども、ここに40年って書いてありますけれども、もう下平の土地改をしたころにはもう倉庫が建たっております、なぜ土地改のときにそういうふうにしななかったのかなって思うんですけれども、そういう場所ですので特に問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

6 番 (小原 茂幸君)

ちょっと質問なんですけど、1番の部分なんですけど、地目が宅地になっていて現況が畑なんですけど、こういう場合もやっぱり出すってことなんですっていう単純な質問です。

主 任 (出口 大悟君)

農地法なんですけれども、原則として現況主義になっておりますので、やはり登記地目が農地以外のものであっても現況地目が農地のものについては農地法の手続きをとるよう依頼しております。

会 長 (堺澤 豊君)

小原委員さん、よろしいですか。

6 番 (小原 茂幸君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかにごございませんか。

会長 「なし」と呼ぶ者あり
(堺澤 豊君)
なければ、議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 「異議なし」と呼ぶ者あり
(堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 10 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 561 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅。

理由でございますが、譲受人は、信州への移住を考え、アクセスがよく環境もよい申請地へ住宅を新築するため当地を所得したい、譲渡人は相続にて申請地を譲り受けたが、県外に在住しており管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXX の北西 1 筆 100 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は申請地の隣接地に居住しているが、既存敷地が狭

隘であるため住宅用地として当地を取得したい、譲渡人は申請地を耕作することが困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては8ページ左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの北西2筆210㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は夫と義父宅に居住しているが、住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は申請地を耕作することが困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては8ページ右側をごらんください。

5-4で表示した場所になります。

町3区、XXXXXXXXXXの北1筆187㎡のうち57㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、送電線工事。

理由でございますが、借り受け人は送電線撤去に係る工事において一時的に利用するため当地を借り受けたい、貸し付け人は借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして5番となりますが、場所につきましては9ページ左側をごらんください。

5-5で表示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの西1筆917㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅。

理由でございますが、譲受人は申請地周辺が商業施設等近く景色もよいため建て売り住宅用地として当地を取得したい、譲渡人は、申請地周辺が宅地化されることと体力的にも耕作が困難なため売却を考えたというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

す。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして6番となりますが、場所につきましては9ページ右側をごらんください。

5-6で表示した場所になります。

下平区、■■■■の北1筆832㎡のうち736.3㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、送電線工事。

理由でございますが、借り受け人は送電線撤去に係る工事において一時的に利用するため当地を使用したい、貸し付け人は借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に利用するものについては転用できるというものとなっております。

続きまして7番となります。

6ページをごらんください。

場所につきましては10ページ左側をごらんください。

5-7で表示した場所になります。

中沢区、■■■■の南1筆1,973㎡のうち416㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借り家住まいであるが住宅を新築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は残った農地の耕作に支障がないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年5月31日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えます。

続きまして8番となりますが、場所につきましては10ページ右側をごらんください。

5-8で表示した場所になります。

中沢区、■■■■の南1筆218㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、県道の拡幅工事の代替地として平成10年に取得した申請地にて、当時、農地転用の手続をとるべきであったが申請をしていな

かったことが判明したため、今回、農地転用の申請を行い、当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして9番となりますが、場所につきましては11ページ左側をごらんください。

5-9で表示した場所になります。

こちらの地図ですと■■■■さんという方の住宅があるように見受けられますが、現在は更地となっております。

東伊那区、■■■■の南5筆670㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は親と同居しており手狭になってきたため住宅を新築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして10番となりますが、場所につきましては11ページ右側をごらんください。

5-10で表示した場所になります。

東伊那区、■■■■の北2筆466.4㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、送電線工事。

理由でございますが、借り受け人は送電線撤去に係る工事において一時的に利用するため当地を使用したい、貸し付け人は借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に利用するものについては転用できるということになっております。

以上10件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番です。7ページを見てもらい、5-1の地図を見てもらいたいんですけど、ここに住宅を建てたいということで申請がありまして、ここは、もう草丈も雑草地になって、住宅地に転用したいということで、ここは、いわゆる問題はないと思います。

以上です。

この2番3番は、地図見てもらって、7ページの5-2と8ページの5-3は関連していますが、これはちょうど[]のすぐ裏の西側の駐車場のすぐ北側の住宅街なんですけど、住宅街で、小さい所が何か畑かなんかをつくって、自家野菜だか何かをつくってました。そこだけでは住宅が建てられないということで、前でのほうの南側のほうの土地も買いたいということで申請が出てきました。現地も確認しております。ここも問題はないと思います。

以上です。

10番 (堀 敏君)

4番は、[]の西という信号機がございますけど、そこから東に100mほど進んだ左手に送電線がございます。鉄塔があります。今回、[]への送電を停止するというに伴って送電線を撤去するというので、今お聞きしていると、あと2件か3件ほど送電線工事と、多分これ同じ、関連ではないかなと思いますけれども、一応、工事期間は1ヶ月で土地所有者の了解を得て、工事が終わったらば原状復帰するという内容になっておりますので、特に問題はないと思います。

それから5番ですが、これは、譲渡人の[]さんが[]に貸して、[]が長ネギの生産をやっておりました。去年の8月に農振除外の申請が出されて、今回、認可されたということで、初期の目的であります建て売り住宅を建てたいということでもあります。

現地は、[]の西側、バイパス側に位置しておりまして、ここの状況は、既に農用地という景観はほとんどなくて、新興住宅地、新しいおうちが次から次へと建っているというような地域になっておりまして、特に今回の案件も問題がないというふうに思います。

以上です。

17番 (小松 由喜一君)

6番ですが、[]の送電線工事ということで一時転用ですので、特に問題はありません。

4番 (井口 英昭君)

7番ですが、親子の譲渡、譲受関係でして、今[]に住んでおりますけれども、できれば親もとへ帰ってきたいという形の中での住宅用地として使うということでありますので、特別問題はなからうかというふうに思います。

9番 (下島 琢郎君)

8番ですが、うっかりミスで20年ほど手続をしていなかったということでもあります。

[]さんは血縁関係でありますから、特に問題ないかと思えます。

- 8 番 (村上 英登君)
9 番です。地図を見てもらえればわかると思いますけど、先ほど事務局が言ったんですけど、■■■■さんっていううちがあったんですけど、今は更地になっています。ここへ住宅を建てたいんですけど、ここだけじゃ足りないもので、農地を転用して、駐車場だとか、家庭菜園も一緒にやりたいということと、地図を見てもらえればわかると思いますけど、両隣が宅地ですので、特に問題はないと思います。
- 15 番 (湯澤 敏幸君)
10 番です。先ほどの 4 番 6 番の案件と同様な■■■■の送電線の撤去の工事ですので、問題ないと思います。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
事務局にちょっと確認します。
4 番の、今、地元委員さんは一時転用っていう説明があったけど、これは、許可基準、非代替性でとってあるけど、一時転用じゃないの、これ。
- 主 任 (出口 大悟君)
すみません。2 種農地の許可の例外の中には一時的な利用に供するためという例外がなく、一時的な利用と例外は農振地域または 1 種農地のみになりまして、県にも確認したところ、2 種農地の不許可の例外としては一時的な利用というものはないので、今回、該当するものとすれば非代替性になるかなということで、こちらのほうを適用させていただきました。
- 会 長 (堺澤 豊君)
そういうことだそうです。
ほかに質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 12 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和元年の 8 月 31 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 2,163 m²、
合計が 2,163 m²、貸し手が 2、借り手が 2 でございます。
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、13 ページに個別の
詳細が載っております。
始期につきましては令和元年の 9 月 1 日からとなっております。
なお、今月より議案を作成するシステムが変更されたため見た目が変わっておりますが、
記載事項は変わっておりませんので、御了承ください。
以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 40 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について
(貸借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 14 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案と
させていただきます。
農用地利用集積計画総括表をごらんください。
まず公告年月日でございますが、令和元年の 8 月 30 日。
期間の終期であります、契約期間は 10 年で、田んぼが 1 万 7,602 m²、合計も
1 万 7,602 m²でございます。

貸し手が7で、借り手は農業開発公社のため1となります。

15ページ16ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。7名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で19筆、貸し付けることとなります。

権利の種類につきましては全て使用貸借となります。

以上につきまして御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、17ページ18ページにある利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございます。御確認をよろしくお願いたします。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第41号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第41号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで、議案第42号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の3、議事参与の制限規定により、8番村上英登委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔8番 村上英登君 退場〕

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、

議案第42号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書19ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、8月5日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まず公告年月日でございますが、令和元年の8月31日付で、田んぼが8,395㎡、畑が5,101㎡で、合計が1万3,496㎡でございます。

売り手が3、買い手が2でございます。

20ページの所有権移転一覧表をごらんください。

まず1番でございますが、■■■■の■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ令和元年9月20日ということで、対価につきましては■■■■円でございます。

取得後の利用目的につきましては畑の予定でございます。

売買対象地につきましては、21ページの議案第42号-1で表示した場所になります。

■■■■の北でございます。

続きまして2番の案件でございますが、■■■■の■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ令和元年9月20日ということで、対価につきましては■■■■円でございます。

取得後の利用目的につきましては、田んぼの予定でございます。

売買対象地につきましては、21ページの議案第42号-2で表示した場所になりますが、場所は■■■■の北になります。

最後に3番でございます。

こちらは、長野県農業開発公社から■■■■の■■■■さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ令和元年の9月17日ということで、対価につきましては■■■■円でございます。

取得後の利用目的につきましては、田んぼの予定でございます。

売買対象地につきましては、21ページの議案第42号-3で表示した場所になります。こちら■■■■の北西になります。

以上3件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

ここで、農地あっせん審査会会長の土屋委員から補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

8月5日に、今、事務局から御説明のあったとおり3件ございまして、まず、午前9時に■■■■の現地へ集合して、地元の酒井委員、それで氣賀澤道雄委員、それで現在の区長の小松さん、それから公社とで現地を確認して、こちらへ戻りまして書類の確認をして締結をすることになりました。

次に、■■■■の■■■■さんの件は、現地は前回確認してございまして、このとおり、支払いとか、この辺の時期、書類の作成をして決定しております。

その次に、■■■■地籍にあるんですけど、■■■■さんの土地の売り買い、開発公社を挟んで取り決めて、移転の時期はそれぞれ9月20日いっぱいを予定して、価格のほうも決めてあります。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

3 番 (酒井 一義君)

1番でございますけれども、この案件、去年の農地相談会で相談を受けて、■■■■さんが田んぼを売りたいということで相談を受けて、そのときに農業開発公社を使ってやってもらえばいいかなという話をしたんですけども、それが現実には動き出したということで、よかったかなあとっております。

25番 (湯澤 敏幸君)

2番です。これもまた開発公社から新たな購入者のところへ行くわけですが、この物件の北側になるんですけど、買う人の水稻の水田があります。そこの続きになりますし、また、今後、所有権が移転される方の規模拡大の農業形態の変化などによって■■■■さんが要請に応じて開発公社を通じ売り渡すと、そういうことですので問題ないと思います。

17番 (小松 由喜一君)

3番ですが、公社のほうから■■■■さんのほうへの売り渡しになりますけれども、既に■■■■さんが耕作している田んぼでございまして、特に問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第42号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第42号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔8番 村上英登君 入場・着席〕

会 長 (堺澤 豊君)

次に、

報告事項 農地法第4条第2項第8号の規定による転用通知について
を議題といたします。

事務局から説明願います。

主任 (出口 大悟君)

今回は、報告事項が1件あります。

23ページをごらんください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届け出がありましたので、御報告させていただきます。

場所につきましては24ページの左側をお開きください。

報告事項-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆49.84㎡になります。

23ページにお戻りください。

届け出目的でございますが、農業用倉庫が1棟。

内容でございますが、農業資材の保管を行うため当地に農業用倉庫を設置した
いというものでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

会長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明があれば、お願いします。

7番 (齊藤 庄一君)

ここは XXXXXXXXXX の西側のうちでして、24ページ
を見ていただければ、今の事務局の説明したとおり、特に問題はないと思います。

会長 (堺澤 豊君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

なければ、報告事項ですので、説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和元年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時23分 閉会